農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱の制定について

 1 6 生産第8264号

 平成17年4月1日

 農林水産事務次官依命通知

改正 平成17年 9月 1日 17生産第2952号

改正 平成18年 3月31日 17生産第8570号

最終改正 平成19年 3月30日 18生産第9317号

農業・食品産業競争力強化支援事業について、この度、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、 御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いする。

おって、貴局管内の県知事及び地方農政事務所長には、貴職から 通知されたい。

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱

第1 趣 旨

我が国の農業を取り巻く状況は、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなっており、輸入農畜産物による代替が急速に進行している。

このような中で、国産農畜産物を確実に消費に結びつけるため、生産者側が加工・販売施設等を生産地域外の都道府県に整備して実需者と連携する取組や複数の都道府県にわたる産地・生産者が連携して農畜産物の周年安定供給を図る取組等、生産者と実需者が広域的に連携する取組がみられるようになってきている。

また、低コスト化、高品質・高付加価値化等を推進するためには、革新的な 新技術を核として、従来の生産システムを大胆に変更するような新たなシステムの導入が必要となっている。

このような取組は、農業・農村の未来を切り拓く大きな可能性を秘めているが、従来の補助事業の体系では、都道府県域を超えた取組に迅速に対応することができなくなっていることから、国が直接、事業実施主体を支援する農業・食品産業競争力強化支援事業(以下「強化支援事業」という。)を実施することにより、競争力のある産地及び担い手を育成し、国産農畜産物の競争力強化を図るものとする。

第2 目標

強化支援事業は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる目標の達成に資するもの として行うものとする。

- 1 多様な消費者・実需者ニーズに対応し需要に応じた生産量の確保
- 2 生産、経営、加工・流通技術や生産基盤の開発・改良等による生産性の向上
- 3 高品質・高付加価値農畜産物の安定生産の推進
- 4 農畜産業の環境保全
- 5 輸入急増農産物における国産シェアの奪回
- 6 認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。)等の担い手の育成

第3 事業の実施方針等

1 事業の実施方針

強化支援事業は、事業実施主体や地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

なお、強化支援事業(別表第1-1~別表第1-3に掲げる未来志向型技術 革新対策事業にあっては新需要創造対策事業及び技術革新波及対策事業)の実 施に当たって、事業実施主体が設定する成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び目標年度は、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)及び農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)(以下「生産局長等」という。)が別に定めるところによるものとする。

2 事業の内容

強化支援事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業種類、事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、生産局長等が特に必要と認める場合にあっては、別表第1及び別表第2に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

(1) 未来志向型技術革新対策事業

ア 新需要創造対策事業(別表第1-1)

我が国の技術力を活かし、新食品や新素材を開発することにより、農畜産物の新たな需要を創造するため、新食品や新素材に関する情報の提供、協議会の育成、技術指導、共同利用施設の整備等を実施する事業とする。

イ 技術革新波及対策事業(別表第1-2)

農業生産に係る革新的な技術を迅速に確立し波及させるため、協議会の 開催、技術の普及、共同利用施設の整備等を行う事業とする。

ウ 知識集約型産業創造対策事業(別表第1-3)

全国的な実態把握やノウハウ・情報提供等地域段階で取り組むよりも全国段階で取り組む方が効果的・効率的な課題の解決について、民間団体の能力を活用した取組を行う事業とする。

(2) 広域連携アグリビジネスモデル支援事業(別表第2)

ア 生産者・実需者連携事業

農業生産者と関連事業者等(取引関係を有する農業生産者が出荷した農畜産物及びその加工品を取り扱う事業者等をいう。以下同じ。)が都道府県域を超えて連携し、農業生産者が関連事業者等の求める農畜産物及びその加工品を安定供給するために必要となる施設整備等を実施する事業とする。

イ 加工・流通拠点整備事業

複数の都道府県にわたる農業生産者と関連事業者等が連携し、消費者に 安全・安心な食料を安定供給するため、事業協同組合等が農畜産物及びそ の加工品を効率よく販売又は配送するために必要となる施設整備等を実施 する事業とする。

ウ 生産者連携事業

複数の都道府県にわたる農業生産者が連携し、高付加価値化した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するために必要となる施設整備等を実施する事業とする。

3 事業費の低減

強化支援事業の実施に当たっては、過剰とみられるような機械及び施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

なお、生産局長等が機械及び施設等の上限額を別に定めているものについては、その額を超える部分について補助の対象外とする。

また、上限額が定められていない機械及び施設等についても、極力事業費の 低減に努めるものとする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、上限額を超えて機械及び施設等を整備する必要がある場合において、地方農政局長(北海道並びに2の(1)のア及びウに定める事業を実施する場合にあっては生産局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。)が特に必要と認めた場合にあってはこの限りではない。

4 費用対効果分析

強化支援事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、 投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導 入効果について、別に定める手法を用いて定量的な分析を行うものとする。

第4 事業の実施の手続

- 1 事業実施主体は事業実施計画を作成し、生産局長等が別に定めるところにより地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合(第3の2の(1)のア及びウに定める事業を実施する場合を除く。)においては、事業 実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画 を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、 あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な 調整を図るものとする

- 3 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画を審査し、その承認に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるとともに、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。
- 4 生産局長等が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1から3までに準じて行うものとする。

第5 推進指導等

1 推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、生産者等の自主性と創意工夫を活かした強化支援事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村等との密接な連携を図るとともに、農業団体、実需者団体等の協力を得つつ、関係部局、試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、強化支援事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、別に定めるところにより、強化支援事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を強化支援事業の運用に反映させるものとする。

第6 事業実施期間

強化支援事業の個々の事業は、単年度で完了することを原則とする。ただし、生産局長等が別に定める事業については、この限りではない。

第7 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、成果目標の高さ、前年度までの執行 状況等を総合的に判断し、強化支援事業の実施に必要な経費について、別に定 めるところにより補助するものとする。

第8 事業実施状況の報告等

1 事業実施主体は、強化支援事業の実施状況を、事業実施年度から目標年度までの間、生産局長等が別に定めるところにより、毎年度、地方農政局長等に対し、報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合(第3の2の(1)のア及びウに定める事業を実施する場合を除く。)にあっては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

2 地方農政局長等は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第9 事業の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で 事業評価を行うものとする。

1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画 に定められた成果目標の達成状況について、生産局長等が別に定めるところに より自ら評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県(第3の2の(1)のア及びウに定める事業を実施する場合を除く。)にあっては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

2 地方農政局長等は、1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係 部局で構成する検討会を開催し、点検評価を行い、その結果を公表するととも に、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主 体に対して、生産局長等が別に定めるところにより改善計画を提出させるなど、 適切な措置を講じるものとする。 なお、当該評価結果を生産局長等に報告するものとする。

- 3 生産局長等は、2の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、強化支援 事業の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度以 降の適正な事業の執行及び補助金の配分に反映させるものとする。
- 4 国は、強化支援事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第10 他の施策等との関連

強化支援事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 強い農業づくりに向けた取組
- 2 生産性の高い地域輪作システムをモデル的に構築する取組
- 3 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 4 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 5 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 6 農産物の需給の調整のための施策
- 7 農林漁業金融公庫資金(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金) 農 業改良資金等農業金融に関する施策
- 8 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 9 流通の総合化及び効率化を促進する取組に関する施策
- 10 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 11 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- 12 バイオマスの利活用に関する施策

第11 委 任

強化支援事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるものの ほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正された要綱は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。
- 2 1 にかかわらず、別表第2の(注)の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則

1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1-1(第3関係) 未来志向型技術革新対策事業(新需要創造対策事業)

| 別表第1-1(第3関係) 未来志向型技術革新対策事業(新需要創造対策事業) | | | | | |
|--|---|---|-----------------------------------|---|--|
| 事業種類 1 新需要創造フロン ティア育成事業 | 事業内容 助成の対象は、次に掲げるとおりとする。 1 新食品や新素材についての画期的な利用方法に関する情報の提供 2 新需要創造協議会の育成 | 事業実施主体 | 採「択 要 件 生産局長が別に定める要 件を満たすこと | 補助率 定額 | |
| 2 成分保証・分別管理システム確立推進事業 3 成分保証・分別管理機械・施設整備事業 | おりとする。 1 検討会の開催 2 調査の実施 3 実証、試験の実施 4 技術の普及 5 啓発活動 | 事は1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 中 しと果とのた によ償こ 事あー。 | 1 / 2以内 ただし、次に掲げる場合にあっては、6 / 10以内。 (1) 事業の対象となる作物がさとうきび及びパインアップルの場合 (2) 沖縄県において家畜飼養管理施設を整備する場合 | |

別表第1-2(第3関係) 未来志向型技術革新対策事業(技術革新波及対策事業)

技術導入事業

イ 土壌土層改良

ア 農道整備

採 択 要 件 事業種類 事業内容 事業実施主体 補 助 率 次に掲げるすべての要件を 事業の対象は、次に掲げると 事業内容の欄の事業の実施主体 おりとする。 満たすこと。 は、次に掲げる者とする。 米限界生産費追求 (1)受益農家が原則として 推進事業(事業種類欄の2 農業協同組合連合会 1 / 2 以内 モデル産地形成事業 の事業を除く。) 農業協同組合 3戸以上であること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に (1)協議会の開催 公社(地方公共団体が出資 (2)事業実施による成果目 掲げる補助率とする。 2 次世代大規模経営 (2)行動計画の作成 している法人をいう。以下同じ。) 標を定めていること。 (1)6/10以内 ア 対象作物がさとうきび及びパインアップルの 品質管理システム実 (3)調査の実施 土地改良区 (3)生産局長等が別に定め (4)実証、試験の実施 用化事業 農事組合法人(農業協同組 る要件及び基準等を満た (5)技術の普及 合法(昭和22年法律第132号) していること。 イ 沖縄県において家畜飼養管理施設を整備する 3 麦の穂発芽リスク (6)啓発活動 第72条の8第1項に規定する (4)当該施設等の整備によ (7)その他必要な取組 るすべての効用によって 制御モデル産地形成 事業を行う法人をいう。以下 (2)定額 同じ。) すべての費用を償うこと 事業 事業内容欄の2の事業の場合 6 農事組合法人以外の農業生 が見込まれること。 2 団体推進事業(事業種類欄 (3)生産局長等が別に定める補助額及び補助率以内 4 さとうきび害虫に の 2 、 6 及び 7 の事業に限 産法人(農地法(昭和27年法 (5)整備事業を実施する 生産局長等が別に定める場合 対する新防除体系導 る。) 律第229号)第2条第7項に規定 場合にあっては、原則 する法人をいう。以下同じ。) 入事業 (1)協議会の設置 として、事業内容欄の (2)行動計画の作成 7 特定農業団体(農業経営基 推進事業を一体的に実 5 高品質かんきつ安 盤強化促進法(昭和55年法律 (3)調査の実施 施すること。 定生産技術導入事業 (4)技術の普及 第65号)第23条第4項に基づ (5)啓発活動 く 団体をいう。以下同じ。) 6 施設園芸脱石油イ その他農業者の組織する団 (6)その他必要な取組 ノベーション推進事 体(生産局長等が別に定める 3 整備事業 ものをいう。) (1)米限界生産費追求モデル 9 事業協同組合連合会及び事 業協同組合 7 野菜低コスト供給 産地形成事業 ア 乾燥調製施設 パートナーシップ確 ただし、畜産物処理加工施 立事業 穀類乾燥調製貯蔵施設 設のうち産地食肉センター及 生産技術高度化施設 び食鳥処理施設並びに飼料化 工 種子種苗生産関連施設 8 地産地消モデルタ 施設の整備に限るものとする。 オ 共同利用機械整備 10 企業組合及び協業組合 ウン事業 ただし、飼料化施設の整備 9 高機能たい肥活用 (2)次世代大規模経営品質管 に限るものとする。 11 市場関係者(生産局長等が エコ農業支援事業 理システム実用化事業 ア 産地管理施設 別に定めるものをいう。) 10 肉用牛振興を核と イ 共同利用機械整備 ただし、野菜の取組を対象 にした、産地管理施設の整備 した地域畜産新生シ ステム構築事業 に限るものとする。 (3)麦の穂発芽リスク制御モ デル産地形成事業 12 有限責任事業組合(有限責 11 産地提案型事業 ア 乾燥調製施設 任事業組合契約に関する法律 1 穀類乾燥調製貯蔵施設 (平成17年法律第40号)第2条 産地管理施設 に規定する有限責任事業組合 をいう。) (4)さとうきび害虫に対する ただし、事業種類欄の7に 新防除体系導入事業 限る。 ア 農作物被害防止施設 13 民間団体(生産局長等が別 イ 共同利用機械整備 に定めるものをいう。) ただし、事業種類欄の2、 (5)高品質かんきつ安定生産 6、7に限る。

14 協議会(生産局長等が別に

ただし、事業種類欄の4及

定めるものをいう。)

ウ 産地管理施設 び8の推進事業に限る。 工 生産技術高度化施設 15 認可団体 (6)施設園芸脱石油イノベー ション推進事業 ア 生産技術高度化施設 イ 集出荷貯蔵施設 ウ 共同利用機械整備 (7)野菜低コスト供給パート ナーシップ確立事業 ア 集出荷貯蔵施設 イ 農産物処理加工施設 ウ 産地管理施設 工 種子種苗生産関連施設 才 共同利用機械整備 (8)地産地消モデルタウン事 業 ア 農産物処理加工施設 イ 畜産物処理加工施設 (9)高機能たい肥活用エコ農 業支援事業 ア 家畜排せつ物利活用施設 イ 共同利用機械整備 (10)肉用牛振興を核とした地 域畜産新生システム構築事 ア 家畜飼養管理施設 イ 家畜改良増殖関連施設 ウ 放牧利用条件整備 工 実証展示用肉専用種繁殖 雌牛の整備 (11)産地提案型事業 ア対種作物小規模土地基盤 慗備 (ア) ほ場整備 (イ)園地改良 (ウ)農道整備 (I)優良品種系統等への改 植・高接 (オ)暗きょ施工 (カ)土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放 牧等条件整備 (ア)飼料作物作付条件整備 (イ)放牧利用条件整備 (ウ)水田飼料作物作付条件 整備 ウ 耕種作物共同利用施設整 (ア)共同育苗施設

別表第1-3(第3関係) 未来志向型技術革新対策事業(知識集約型産業創造対策事業)

| 事業種類 | 事業内容 | 事業実施主体 | 採択要件 | 補助率 |
|---------------|--------------|-------------------------|---------------------|-----|
| 知識集約型産業創造対策事業 | 生産局長が別に定めるもの | 民間団体等(生産局長が別に定めるものをいう。) | 生産局長が別に定める要件を満たすこと。 | 定額 |

別表第2 広域連携アグリビジネスモデル支援事業

| 事業種類 | 事業内容 | 事業実施主体 | 採 択 要 件 | 補助率 |
|------------|---|--------------------------------|--------------|-----------------|
| 1 生産者・実需者連 | 助成の対象は、次に掲げるとおりとする。 | 次の1又は2に掲げる法人又は | 次に掲げるすべての要件 | 事業内容欄の個々の施設等の |
| 携事業 | 1 土地基盤整備事業 | 団体であって、関連事業者等から | を満たすこと。 | 整備に要する経費の1/2以内 |
| | (1) 畦畔整備 | 出資(注)を受けているもの。 | 1 事業内容欄の個々の施 | (沖縄県にあっては2/3以内) |
| | (2) 農地保全整備 | 1 構成員に3戸以上の農家を含 | 設等の受益農家戸数は、 | とする。 |
| | (3) 建物用地整備 | み、かつ、当該農家が議決権の | 3 戸以上であること。 | ただし、次に掲げる場合にあ |
| | 2 施設整備事業 | 過半を占める等当該法人又は団 | ただし、事業実施主体 | っては、1/3以内とする。 |
| | (1) 農業用水施設 | 体の事業活動を実質的に支配す | 欄の2に該当する事業実 | |
| | (2) 高生産性農業用機械施設 | ると認められる法人又は団体で | 施主体が整備する場合を | ち、農業用機械及びその附帯 |
| | (3) 乾燥調製貯蔵施設 | あって、次のいずれかに該当す | 除くものとする。 | 施設(沖縄県及び生産局長等 |
| | (4) 農畜産物集出荷貯蔵施設 | るもの | 2 生産局長等が別に定め | |
| | (5) 農畜産物処理加工施設 | (1) 認定農業者である法人又は | | |
| | (6) 高品質堆肥製造施設 | 構成員に認定農業者を含む法 | つ、その目標値が達成す | が行う整備 |
| | (7) 未利用資源活用施設 | 人であって、次のいずれかに | べき成果目標の基準を満 | |
| | (8) 育苗施設 | 該当するもの | たしていること。 | |
| | (9) 新技術活用種苗等供給施設 | アの農事組合法人以外の農業 | | |
| | (10) 新規就農者研修施設 | 生産法人 | に定める事業の実施基準 | |
| | (11) 地域農業管理施設 | イ農作業の受託及び共同化、 | を満たしていること。 | |
| | (12) 経営高度化支援施設 (12) まるの世帯統領 | その他農畜産物の生産、加 | | |
| | (13) (1)から(12)までの附帯施設 3 特認事業 | 工、販売等を営む法人 (2)特定農業団体 | | |
| | □ 付認事業 □ 1及び2に定める事業以外であって、地方農政局 | (2) 行足展業団体 2 構成員に3戸以上の農家を含 | | |
| | - 「及びとに定める事業以外でありて、地力展政局 長等が特に必要と認める事業とする。 | と | | |
| | 4 広域連携アグリビジネスモデル支援施設等整備附 | 定める要件を満たす法人であっ | | |
| | 帯事業 | て、次に該当するもの | | |
| | 1、2及び3に定める事業の効果的かつ円滑な実 | 認定農業者である法人又は構 | | |
| | 施を図るため、新たなマーケットの開拓、実需者ニ | 成員に認定農業者を含む法人で | | |
| | ーズの把握及び実践的な知識・技術の習得活動等を | あって、次のいずれかに該当す | | |
| | 行う事業とする。 | るもの | | |
| | | (1) 農事組合法人以外の農業生 | | |
| | | 産法人 | | |
| | | (2)農業サービス事業体(農作 | | |
| | | 業の受託を行う法人をいう。 | | |
| | | 以下同じ。) | | |
| | | (3) 特定法人(基盤強化法第4 | | |
| | | 条第4項に規定する特定法人 | | |
| | | 又は農業経営基盤強化促進法 | | |
| | | 等の一部を改正する法律(平 | | |
| | | 成17年法律第53号)の施行の | | |

| | | 際現に改正前の構造改革特別 区域法(平成14年法律第189号) 別表第17号に掲げる特定法人 貸付事業の実施により農地又 は採草放牧地につき使用貸借 による権利又は賃借権の設定 を受けていた同法第27条第3 項に規定する特定法人をいう。 以下同じ。) | | |
|---------------|--|---|--|--|
| 2 加工・流通拠点整備事業 | 助成の対象は、次に掲げるとおりとする。 1 施設整備事業 (1)農畜産物集出荷貯蔵施設 (2)農畜産物処理加工施設 (3)育苗施設 (4)新技術活用種苗等供給施設 (5)(1)から(4)までの附帯施設 2 特認事業 1に定める事業以外であって、地方農政局長等が特に必要と認める事業とする。 3 広域連携アグリビジネスモデル支援施設等整備附帯事業 1及び2に定める事業の効果的かつ円滑な実施を図るため、新たなマーケットの開拓及び実践的な知識・技術の習得活動等を行う事業とする。 | 次の1又は2に掲げる法人 団体とする。 1 事業協同組合等(中小企業第181 協同組合等(中小企業第181 号)又は年、企業団体の組第185 号)は中小企業団体の組第185 号)に基立されたの者であった。 号)に記1以外の者であっ水産、 大記者、 世報者、 生産者、 等の品とずるの は選挙の品とずるの を当時では、 はののののののののののののののののののののののののののののののののののの | 満たすこと。 1 事業実施主体は、3者以上の農業生産者と取引を行うこと。 2 生産局長等が別に定める成果目標を設定し、かつ、その目標値が達成すべき成果目標の基準を満たしていること。 | 事業内容欄の個々の施設等の整備に要する経費の1/3以内とする。 |
| 3 生産者連携事業 | 助成の対象は、次に掲げるとおりとする。 1 土地基盤整備事業 (1) 畦畔整備 (2) 農地保全整備 (3) 建物用地整備 2 施設整備事業 (1) 農業用水施設 (2) 高生産性農業用機械施設 (3) 乾燥調製貯蔵施設 (4) 農畜産物集出荷貯蔵施設 (5) 農畜産物処理加工施設 (6) 高品質堆肥製造施設 | 次の1、2又は3に掲げる法人 又は団体とする。 1 構成員に3戸以上の農家を含み、かつ、当該農家が議決権の 過半を占める等当該法人又は団 体の事業活動を実質的に支配すると認められる法人又は団体であって、次のいずれかに該当するもの (1) 認定農業者である法人又は 構成員に認定農業者を含む、次 | 2 生産局長等が別に定め | ただし、次に掲げる場合にあっては、1/3以内とする。 1 事業内容欄の2の(2)のうち、農業用機械及びその附帯施設(沖縄県及び生産局長等が別に定めるものを除く。) 2 事業実施主体欄の3の法人 |

- (7) 未利用資源活用施設
- (8) 育苗施設
- (9) 新技術活用種苗等供給施設
- (10) 新規就農者研修施設
- (11) 地域農業管理施設
- (12) 経営高度化支援施設
- (13) 産地形成促進施設
- (14) 地域食材供給施設
- (15) (1)から(14)までの附帯施設
- 3 特認事業

1及び2に定める事業以外であって、地方農政局長等が特に必要と認める事業とする。

4 広域連携アグリビジネスモデル支援施設等整備附 帯事業

1、2及び3に定める事業の効果的かつ円滑な実施を図るため、新たなマーケットの開拓、実需者ニーズの把握及び実践的な知識・技術の習得活動等を行う事業とする。

のいずれかに該当するもの

- ア 農事組合法人
- イ 農事組合法人以外の農業 生産法人
- ウ 農作業の受託及び農作業 の共同化、その他農畜産物 の生産、加工、販売等を営 む法人又は任意団体
- (2) 特定農業団体
- 2 農業協同組合又は農業協同組 合連合会
- 3 構成員に3戸以上の農家を含まず、かつ、生産局長等が別に 定める要件を満たす法人であって、次に該当するもの

認定農業者である法人又は構成員に認定農業者を含む法人であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 農事組合法人以外の農業生 産法人
- (2) 農業サービス事業体
- (3) 特定法人

- つ、その目標値が達成す べき成果目標の基準を満 たしていること。
- 3 その他生産局長等が別 に定める事業の実施基準 を満たしていること。

(注)1 事業実施主体が農事組合法人以外の農業生産法人の場合、関連事業者等から受け得る出資は、

当該農業生産法人が合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、関連事業者等の数が当法人の社員の総数の1/4以下

当該農業生産法人が株式会社の場合は、関連事業者等の有する議決権の合計が当法人の総株主の議決権の1/4以下であり、かつ、関連事業者等の有する議決権がいずれもその法人の総株主の議決権の1/10以下とする。

また、当該農業生産法人が、農業経営改善計画(基盤強化法第12条の規定により作成する計画)に、経営改善目標達成のための措置として関連事業者等が行う取組等を明記し、市町村の認定を受ける場合には、上記の出資制限を次のとおり緩和する。

当該農業生産法人が合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、関連事業者等の数が当法人の社員の総数の1/2未満

当該農業生産法人が株式会社の場合は、関連事業者等の有する議決権の合計が当法人の総株主の議決権の1/2未満

2 事業実施主体が農業生産法人以外の法人又は団体の場合、関連事業者等から受け得る出資は、1の規定に準じるものとする。ただし、事業実施主体が特定法人の場合は、 制限を設けない。